

四街道市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 四街道市立中学校における部活動（以下「部活動」という。）の地域移行に向け総合的に取り組むため、四街道市部活動地域移行推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査、研究に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (3) その他部活動の地域移行に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 四街道市立中学校の校長
- (3) 四街道市教育研究会体育研究部長
- (4) 四街道市立中学校の部活動顧問教諭
- (5) 四街道市立小学校の児童又は中学校生徒の保護者代表
- (6) スポーツ団体の関係者
- (7) 文化芸術団体の関係者
- (8) 千葉県部活動地域移行総括コーディネーター
- (9) 四街道市教育委員会教育長
- (10) 四街道市教育委員会教育部長
- (11) 四街道市教育委員会教育部副参事
- (12) 四街道市教育委員会教育部教育総務課長
- (13) 四街道市教育委員会教育部学務課長
- (14) 四街道市教育委員会教育部指導課長
- (15) 四街道市教育委員会教育部社会教育課長
- (16) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、教育部スポーツ青少年課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。